

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月21日
【会社名】	株式会社パスコ
【英訳名】	PASCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 目 崎 祐 史
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 経営管理部長 重 盛 政 志
【本店の所在の場所】	東京都目黒区東山一丁目1番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社パスコ さいたま支店 (さいたま市見沼区東大宮四丁目74番6号(OSセンタービル)) 株式会社パスコ 横浜支店 (横浜市中区山下町223番1号(NU関内ビル)) 株式会社パスコ 中部事業部 (名古屋市中区錦二丁目2番13号(名古屋センタービル)) 株式会社パスコ 関西事業部 (大阪市浪速区湊町一丁目2番3号(マルイト難波ビル)) 株式会社パスコ 神戸支店 (神戸市中央区磯上通四丁目1番6号(シオノギ神戸ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長目崎祐史及び取締役経営管理部長重盛政志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 評価基準日

当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行っております。

(2) 評価の基準

企業会計審議会が公表した基準などの一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 評価手続の概要

連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを合理的に選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価しました。

(4) 評価の範囲

会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、金額的及び質的重要性を考慮し、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から次の範囲を決定しました。

①全社的な内部統制の評価範囲

会社及び連結子会社9社であります。

連結子会社15社及び持分法適用会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、評価範囲に含めておりません。

②業務プロセスに係る内部統制の評価範囲

イ 企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセス

重要な事業拠点は、当連結会計年度を含む過去3年平均の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、概ね2／3に達している1事業拠点を選定しました。

この事業拠点において、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び仕掛品に至る業務プロセスを評価の対象としました。

ロ その他の重要性の大きい業務プロセス

全社的な内部統制の評価範囲について、財務報告への影響を勘案して、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等を評価の対象としました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。